第二条第三十号を削り、同条第三十一号を同条第二十一号とし、同条第三十二号を同条第二十二号とし、同条第三十三号を削り、同条第三十四号を同条第二十三号とし、同条第三十五号を削り、同条第三十六号中「第四十六条の三第一項」を「第四十六条の二第一項」に改め、同号を同条第二十四号とし、同条第三十七号を同条第二十五号とし、同号の次に次の二号を加える。

二十六　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号。以下この条及び第四条において「平成二十五年改正法」という。）附則第六十七条第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十五年改正法第八条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条及び第四条において「平成二十五年旧措置法」という。）第四十七条の二第一項の規定（同条第三項第三号に係る部分を除く。）同条第一項に規定する特別償却限度額

二十七　平成二十七年改正法附則第七十九条第十二項又は第十四項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十七年旧措置法第四十七条の二第一項の規定　同項に規定する特別償却限度額

第二条第三十八号から第四十号までを削り、同条第四十一号を同条第二十八号とし、同条第四十二号及び第四十三号を削り、同条第四十四号を同条第二十九号とし、同条第四十五号イからハまでを次のように改める。

イ　平成二十五年改正法附則第六十七条第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十五年旧措置法第四十七条の二第一項の規定（同条第三項第三号に係る部分を除く。）

ロ　平成二十六年改正法附則第八十四条第六項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十六年旧措置法第四十五条第二項の規定

ハ　平成二十七年改正法附則第七十九条第八項、第十二項又は第十四項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十七年旧措置法第四十五条第二項又は第四十七条の二第一項の規定

第二条第四十五号ニ及びホを削り、同号ヘ中「第四十二条の十一第一項」の下に「、第四十二条の十二第一項」を加え、「第四十二条の十二の二第一項」を削り、同号ヘを同号ニとし、同号を同条第三十号とし、同条第四十六号イ中「次に」を「前号イからニまでに」に改め、同号イ⑴から⑶までを削り、同号ロ及びハ中「へまで」を「ニまで」に改め、同号を同条第三十一号とし、同条第四十七号を削り、同条第四十八号を同条第三十二号とし、同条第四十九号から第五十三号までを十六号ずつ繰り上げ、同条第五十四号中「第五十七条の三第一項」の下に「又は第七項」を加え、「同項」を「これら」に改め、同号を同条第三十八号とし、同条第五十五号中「第五十七条の四第一項」の下に「又は第十項」を加え、「同項」を「これら」に改め、同号を同条第三十九号とし、同条第五十六号を同条第四十号とし、同条第五十七号から第六十四号までを十六号ずつ繰り上げ、同条第六十五号を削り、同条第六十六号を同条第四十九号とし、同条第六十七号中「第六十条の二第一項」を「第六十一条第一項」に改め、同号を同条第五十号とし、同条第六十八号及び第六十九号を削り、同条第七十号を同条第五十一号とし、同条第七十一号を削り、同条第七十二号を同条第五十二号とし、同条第七十三号を同条第五十三号とし、同条第七十四号を同条第五十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五十五　措置法第六十五条第一項、第三項、第五項又は第十項の規定　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　措置法第六十五条第一項又は第五項の規定　これらの規定により損金の額に算入される金額

ロ　措置法第六十五条第三項の規定　同項において準用する次に掲げる規定により損金の額に算入される金額

(1)　措置法第六十四条第一項又は第八項の規定

(2)　措置法第六十四条の二第一項又は第二項の規定

(3)　措置法第六十四条の二第七項において準用する措置法第六十四条第一項の規定

(4)　措置法第六十四条の二第八項において準用する措置法第六十四条第八項の規定

ハ　措置法第六十五条第十項の規定　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

(1)　措置法第六十五条第十項第一号に掲げる場合　同項に規定する適用譲渡損益調整資産に係る譲渡利益額（同項に規定する譲渡利益額をいい、当該譲渡利益額に係る法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第百二十二条の十四第五項に規定する調整済額がある場合には、当該調整済額を控除した金額とする。(2)において同じ。）から措置法第六十五条第十項第一号に規定する計算した金額を控除した金額

(2)　措置法第六十五条第十項第二号に掲げる場合　同項に規定する適用譲渡損益調整資産に係る譲渡利益額

第二条第七十五号を削り、同条第七十六号を同条第五十六号とし、同条第七十七号を同条第五十七号とし、同条第七十八号を削り、同条第七十九号を同条第五十八号とし、同条第八十号を削り、同条第八十一号を同条第五十九号とし、同条第八十二号を同条第六十号とし、同条第八十三号を削り、同条第八十四号中「第八十七号及び第九十号」を「第六十三号及び第六十五号」に改め、同号を同条第六十一号とし、同条第八十五号を同条第六十二号とし、同条第八十六号を削り、同条第八十七号を同条第六十三号とし、同条第八十八号を同条第六十四号とし、同条第八十九号を削り、同条第九十号を同条第六十五号とし、同条第九十一号から第九十七号までを二十五号ずつ繰り上げ、同条第九十八号を削り、同条第九十九号を同条第七十三号とし、同条第百号中「附則第九条」を「附則第十条第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第九条」に改め、同号を同条第七十四号とし、同条第百一号ロ中「法人」の下に「（法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等及び同条第二十九号の二に規定する法人課税信託の受託者である個人を含む。以下同じ。）」を加え、同号を同条第七十五号とし、同条第百二号を同条第七十六号とし、同条第百三号から第百六号までを二十六号ずつ繰り上げ、同条第百七号を同条第八十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

八十二　措置法第六十七条の七第一項の規定　同項の規定の適用を受ける同項に規定する特例非支配目的株式等に係る配当等の額

第二条第百八号を削り、同条第百九号を同条第八十三号とし、同条第百十号から第百十二号までを二十六号ずつ繰り上げ、同条第百十三号中「第二条第十二号の七の二」を「第二条第十二号の六の七」に改め、同号を同条第八十七号とし、同条第百十四号を削り、同条第百十五号中「第三項まで、第六項、第七項又は第九項」を「第四項まで」に改め、「（同条第一項から第三項まで、第六項又は第七項の規定を措置法第六十八条の九の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「措置法第六十八条の九第一項に」を「同条第六項第二号に」に改め、「をいう」の下に「。以下この条において同じ」を加え、同号を同条第八十八号とし、同条第百十六号から第百二十号までを削り、同条第百二十一号ロ中「（同条第二項に規定する調整前連結税額をいう。）」を削り、同号を同条第八十九号とし、同条第百二十二号を削り、同条第百二十三号ロ中「（同条第七項に規定する調整前連結税額をいう。）」を削り、同号を同条第九十号とし、同条第百二十四号及び第百二十五号を削り、同条第百二十六号中「（同条第一項に規定する調整前連結税額をいう。）」を削り、同号を同条第九十一号とし、同条第百二十七号を削り、同条第百二十八号ロ中「（同条第二項に規定する調整前連結税額をいう。）」を削り、同号を同条第九十二号とし、同条第百二十九号ロ中「（同条第二項に規定する調整前連結税額をいう。）」を削り、同号を同条第九十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

九十四　措置法第六十八条の十五の二第一項又は第二項の規定　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　措置法第六十八条の十五の二第一項の規定　同項に規定する特別償却限度額

ロ　措置法第六十八条の十五の二第二項の規定　同項の規定により各連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額（措置法第六十八条の十五の七第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）